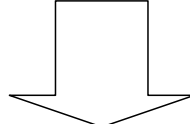


○実施項目修正状況

変更前

実施項目No	3	公の施設に係る指定管理者制度への移行(羽鳥保育所)	担当部署	社会福祉課
現状と課題	従来、公の施設の管理は管理委託制度により公共団体等に限られていたが、平成15年の地方自治法の一部改正により、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができる指定管理者制度が設けられた。このことにより羽鳥保育所においても多様化する保育ニーズへの対応及び築36年経過による施設の老朽化による補修・改築が必要となっているため、指定管理者制度への移行を検討する。			
実施内容	羽鳥保育所の管理のあり方を検討し、現状での存続か指定管理者制度を導入するか決める。 ・指定管理者制度導入に関する指針の制定 ・条例、規則の制定			

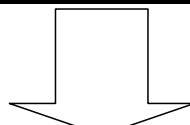


変更後

実施項目No	3	公の施設に係る指定管理者制度への移行(羽鳥保育所)	担当部署	社会福祉課
現状と課題	女性の社会参加が進む中、就労形態の多様化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層増大、多様化の傾向にある。また、築36年経過による施設の老朽化に伴い大規模な改修が必須である。これらの問題に柔軟かつ的確に対応するため検討委員会を設置し羽鳥保育所のあり方について検討する。			
実施内容	羽鳥保育所のあり方について検討する。 ・第三者で構成する小美玉市公立保育所のあり方検討委員会を設置する。 ・要綱の制定			
変更の概要	羽鳥保育所について運営について指定管理者制度の導入だけではなく、今後は第三者委員会を立ち上げ、広くあり方について検討していくとする。現状と課題、実施内容を変更する。			

変更前

実施項目No	11	市民に開かれた審議会等付属機関の運営	担当部署	企画調整課
現状と課題	法令等に設置を義務付けられているものは除き、所期の目的を達成したものや必要性の低下した審議会等が見受けられる。 委員が同じような顔ぶれ。女性委員が少ない。			
実施内容	・審議会等の統廃合。(審議会運営ガイドブックの策定) ・審議会等の会議録の原則公開 → 市ホームページへ掲載。 ・審議会等の原則公開。 ・審議会等への女性委員登用割合のアップ。			
予測効果	・経費の節減。 ・情報公開による説明責任の強化。 ・市民参加の推進。 ・女性委員登用率を各委員会20%の実現。			

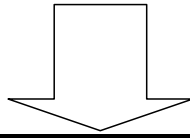


変更後

実施項目No	11	情報提供制度の確立	担当部署	企画調整課
現状と課題	現在、小美玉市では「小美玉市情報公開条例」に基づき、市民から情報公開の請求があった場合に、所定の手続きを経て公文書を公開しています。しかし市民が必要とする情報の中には、この情報公開制度を利用するものばかりではありません。そのような情報については条例に基づく手続きを経なくても市民がいつでも、容易に入手できるようにしておくことが必要です。「情報公開」から「情報提供」へ一歩進んだ考え方を職員が意識することも求められます。			
実施内容	・情報提供制度指針の作成 ・職員説明会の実施 ・情報提供の開始(平成22年3月より)			
予測効果	・市民協働の行政運営 ・公正で開かれた市政の実現			
変更の概要	審議会だけに触れていて、内容等も的が外れていて、計画として取り組みにくい。結局、内容は市全体として情報提供制度の確立をすることであるので項目名を変更し、内容等についても解りやすく修正する。女性委員の登用については、「小美玉市男女共同参画計画」の中で取り組むものとする。			

## 変更前

実施項目No	31	定員管理の適正化	担当部署	総務課
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の抑制。(職員数15.4%の削減)</li> <li>・合理的な職員配置。</li> <li>・職員の質の向上。</li> </ul>			

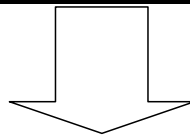


## 変更後

実施項目No	31	定員管理の適正化	担当部署	総務課
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の抑制。(職員数19.94%の削減)667人から534人へ 平成22年度までに133人減</li> <li>・合理的な職員配置。</li> <li>・職員の質の向上。</li> </ul>			
変更の概要	「定員適正化計画」平成21年度7月改正との整合のため。目標数値について修正。			

## 変更前

実施項目No	40	財務書類の作成及び公表	担当部署	財政課	
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し

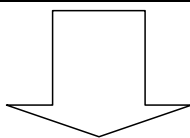


## 変更後

実施項目No	40	財務書類の作成及び公表	担当部署	財政課	
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
変更の概要	平成20年度については実施にいたらず、計画策定に変更。平成21年度より財務書類の公表を実施する。				

## 変更前

実施項目No	43	情報公開制度の適切な運用	担当部署	総務課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等の実施。</li> <li>・情報提供の推進に関する指針の制定。</li> <li>・各課に情報公開担当職員の設置。</li> <li>・市民情報コーナーの設置。</li> </ul>			

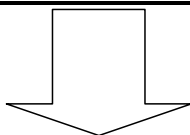


## 変更後

実施項目No	43	情報公開制度の適切な運用	担当部署	総務課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等の実施。</li> <li>・<del>情報提供の推進に関する指針の制定。</del></li> <li>・各課に情報公開担当職員の設置。</li> <li>・<del>市民情報コーナーの設置。</del></li> </ul>			
変更の概要	「情報公開」の項目に「情報提供」の内容が混在するため、「情報提供」の部分を削除。			

## 変更前

実施項目No	56	公用車の整理	担当部署	管財検査課
予測効果	・供用車を増やし合理的な利用を図ることで、廃車を含めた更新計画を早めることができる。また、維持管理費等経費が軽減する。 (H18:175台 → H22:150台)			

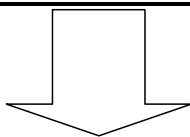


## 変更後

実施項目No	56	公用車の整理	担当部署	管財検査課
予測効果	・供用車を増やし合理的な利用を図ることで、廃車を含めた更新計画を早めることができる。また、維持管理費等経費が軽減する。 (H18:175台 → H22: <del>150</del> 台) 165			
変更の概要	組織機構が固まってきたので必要な車両数が把握できるようになり、総合支所方式の場合、施設間の連絡移動が発生するため、H22年度の目標台数の見直しをした為、修正する。			

## 変更前

実施項目No	58	地球温暖化防止実行計画の策定	担当部署	環境課
現状と課題	・地球温暖化対策の推進に関する法律により、地方公共団体は自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を作成し、公表することが義務付けられている。 ・合併前の旧町村でそれぞれ策定している。			
実施内容	・地球温暖化防止実行計画の策定			



## 変更後

実施項目No	58	地球温暖化防止実行計画の策定	担当部署	環境課
現状と課題	旧町村時代に策定された事業者としての実行計画については、すべての自治体において策定が義務付けられており、小美玉市においては旧町村ごとに見直し、修正等を実施しているところ。また、平成20年6月に改正された地球温暖化対策推進法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことが義務づけられました。			
実施内容	・旧町村時代の実行計画の見直しと修正 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定			
変更の概要	当初は小美玉市が事業者としての実行計画を策定する予定であったが、平成20年6月の法改正を受け、小美玉市全域を対象とした地方公共団体実行計画の策定に切り替えをする。旧町村時代の実行計画については、新しい計画ができるまで見直し、修正を実施するものとし、現状と課題、実施内容を変更する。			